

# 4 多摩地域の下水道

## 多摩地域の下水道事業

多摩地域の下水道は、都と市町村が協働して下水道事業を行う流域下水道と、市町村が単独で下水道事業を行う単独公共下水道などから構成されています。

流域下水道(関連市町村:26市3町1村)では、都が流域下水道幹線と水再生センターを、市町村が各家庭から流域下水道幹線までの下水道施設を、それぞれ設置・管理しています。

多摩地域には、都が管理する水再生センターが7か所あり、1日あたりの処理水量は約102万m<sup>3</sup>です。

## 流域下水道の計画

計画人口	3,496千人
計画面積	49,069ha

## 流域下水道の下水道管※(令和元年度末)

下水道管延長	232,190m
マンホール	1,230個
公共下水道流入か所	344か所

※ 都管理分

## 水再生センター・ポンプ所の数※

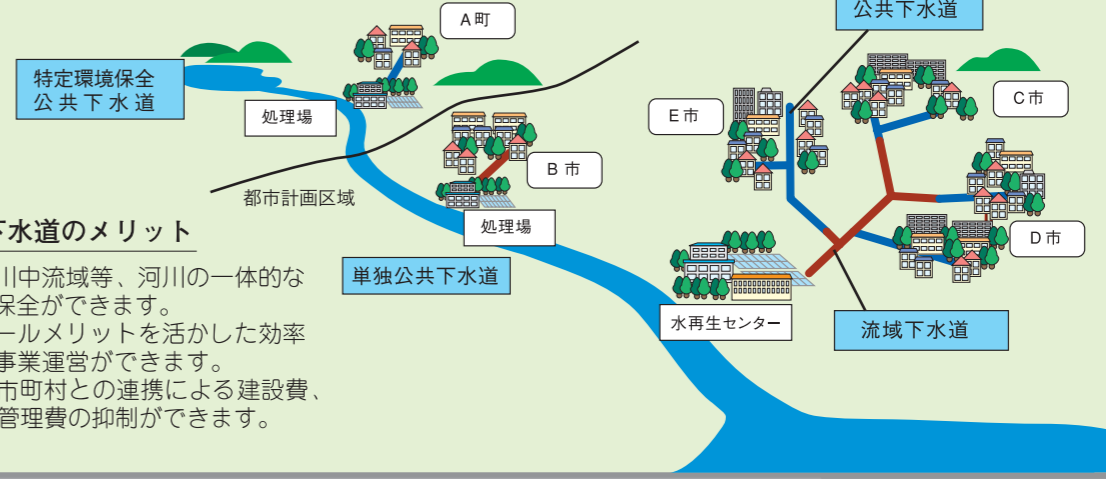
ポンプ所数 (令和2年4月1日現在)	2か所
水再生センター数 (令和2年4月1日現在)	7か所
令和元年度下水処理量 (野川処理区を除く7センター分)	年間 375,122,330m <sup>3</sup> 1日平均 1,024,920m <sup>3</sup>

※ 都管理分

### 多摩地域の下水道

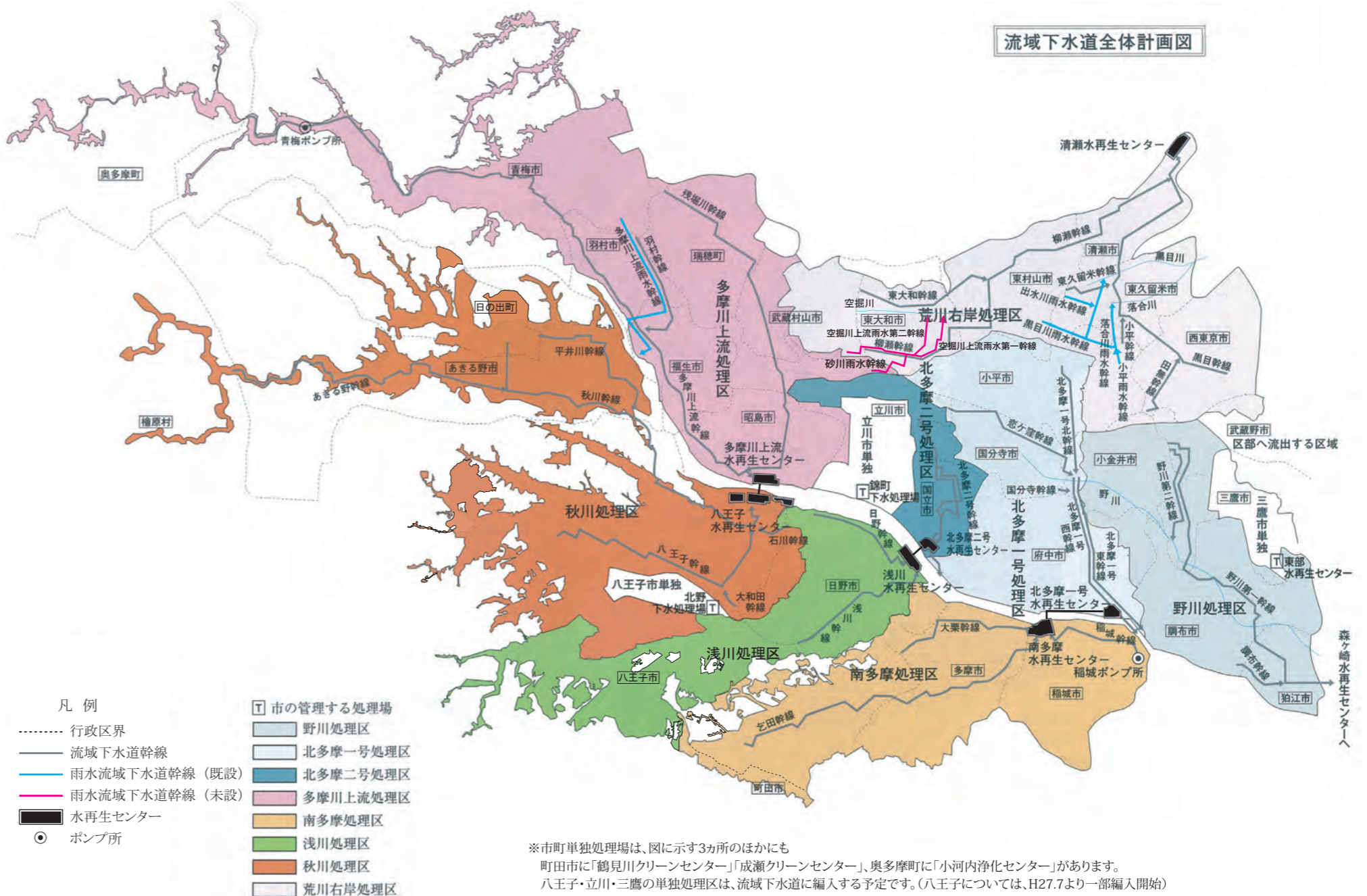
- 流域下水道** 都が下水道幹線、水再生センターなどの基幹施設の整備、維持管理を行います。
- 流域関連公共下水道** 関連市町村が各家庭までの面的整備、維持管理を行います。
- 単独公共下水道** 市町村が単独で各家庭から処理場までの施設整備、維持管理を行います。
- 特定環境保全公共下水道** 市街化区域以外の区域で水環境などの保全が必要な区域の下水道整備、維持管理を町村が行います。

### 流域下水道のしくみ



### 流域下水道のメリット

- ・多摩川中流域等、河川の一体的な水質保全ができます。
- ・スケールメリットを活かした効率的な事業運営ができます。
- ・都と市町村との連携による建設費、維持管理費の抑制ができます。



- 凡例
- 行政区界
  - 流域下水道幹線
  - 雨水流域下水道幹線(既設)
  - 雨水流域下水道幹線(未設)
  - 水再生センター
  - ポンプ所
  - 市の管理する処理場
  - 野川処理区
  - 北多摩一号処理区
  - 北多摩二号処理区
  - 多摩川上流処理区
  - 南多摩処理区
  - 浅川処理区
  - 秋川処理区
  - 荒川右岸処理区

※市町単独処理場は、図に示す3か所のほかにも町田市に「鶴見川クリーンセンター」「成瀬クリーンセンター」、奥多摩町に「小河内浄化センター」があります。八王子・立川・三鷹の単独処理区は、流域下水道に編入する予定です。(八王子については、H27.7より一部編入開始)